

Title	テモラウ受益文の働きかけ性をめぐって
Author(s)	山田, 敏弘
Citation	阪大日本語研究. 1999, 11, p. 37-57
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10186
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

テモラウ受益文の働きかけ性をめぐって

On the causativity of *temorau* construction

山田 敏弘

YAMADA Toshihiro

キーワード：働きかけ性、依頼、許容、単純受影、自己制御性

【要旨】

テモラウ受益文は、埋め込まれた動詞の自己制御性によって、主語位置に置かれた受影者から動作者に対する動作の生起の働きかけを含意する依頼的テモラウ受益文、出来事の出来を妨げないことを含意する許容的テモラウ受益文、および働きかけを含意しない単純受影的テモラウ受益文の3種が分類されるが、実際の使用においては文法的要因及び語用論的要因等によってその働きかけ性を減じて出現する。また、テモラウ受益文は、使役、間接受身、テクレル受益文等と働きかけ性および受影性に関して、共通点を多く持つ。

1. はじめに

- (1) お医者さんに頼んで、いちばんいい注射をしてもらったら？(鶯)
- (2) いままでずっと見守ってもらっていた感じがした。(土の器)

テモラウ受益文には、(1)のように主語位置に置かれた受影者から動作者に対して働きかけを行ってその行為の影響を受けていると思われる場合と、(2)のようにそのような働きかけがなく行為の影響を受けていると思われる場合の2つの用法が従来から指摘されてきた。

このようなテモラウ受益文が構造的に持つ受影者から動作者に対する何

らかの働きかけのあり方を、本稿では「働きかけ性」と仮称するが、管見の限りでは、このような働きかけ性およびそれを決定する要因について正面から扱った論考はほとんどない。本稿では、このようなテモラウ受益文の働きかけ性を考察する。

手順としては、まず第2節で先行研究の検討し、第3節でテモラウ受益文の働きかけ性を3段階で規定する。その上で第4節では、実際の用例を中心に、特定の文法形式とともに用いる場合、特定の構文や複文中で用いられる場合、動作者の性質による場合、文脈による場合に分け、どのような場合に働きかけが認められどのような場合に認められないかを観察・記述し、テモラウ受益文が本来的に働きかけを有するか否かを考察する。更に第6節では、テモラウ受益文を使役文、間接受身文、およびテクレル受益文・テモラエル受益文との関係の中で位置づけていく。

2. 先行研究

最も早く明確な形でテモラウ受益文の働きかけ性を指摘しているのは、佐久間鼎(1936)である。佐久間(1936:196)は、「自分(または自分に親近な者)が他人(相手または第三者)に依頼して、その好意を含んだ動作の効果として好影響を受ける」(下線は山田)と述べ、テモラウ受益文の意味として働きかけを含んでいるとしている。このような考え方は寺村秀夫(1982)など広く受け継がれている。

これに対し、奥津敬一郎・徐昌華(1982)は、テモラウ受益文には、要求の意味が読みとれる使役表現的な用法と、要求の意味を持たない(3)(4)のような用法が存在し、これら(3)(4)のような用例の存在を理由に、テモラウ受益文が「要求する場合もあるし、しない場合もあるというのでは、要求を『～てもらう』の意味に含めるのは無意味であるし、正しくもない。その基本的な意味は単に利益的行為の取得とすべきである(奥津・徐1982:98)」と佐久間(1936)とは逆の立場をとる。

(3) 中学校ではぼくたちは伊藤先生に英語を教えてもらった。

(4) うわーはずかしい。先生に踊りをほめていただくなんて。

仁田義雄(1991: 48-53)は、テモラウ構造を依頼受益型と非依頼非受益型の2つに分類した上で、(5)の如き依頼受益型に関しては命令や意志表現が可能であり働きかけを有し、(6)(7)のような非依頼非受益型に関しては間接受身と類似しており働きかけを有しないという立場を取っている。

- (5) 洋平に部屋に入ってきてもらった。
 (6) 勝手に部屋に入ってきてもらっては困る。
 (7) いやいや乗って貰うこたあねえ。

このように、先行研究においては、テモラウ受益文の主語に置かれた受影者が斜格の動作者に対して行う働きかけのあり方に関して様々な立場が見られるが、働きかけ性に関して概して一面的な捉え方であり議論が不十分であると言わざるを得ない。次節では、まずこの働きかけ性とは何かについて議論する。

3. 働きかけ性とは何か

本節では、「働きかけ性とは何か」という基本的な問題について、働きかける意図と実際の作用との観点から働きかけのあり方を3種に分類し、副詞および動詞の自己制御性を手がかりに規定しておく。

第1節において、働きかけ性をテモラウ受益文が持つ構造的な受影者から動作者に対する何らかの働きかけのあり方と仮定し、テモラウ受益文には働きかけが感じられる場合と感じられない場合の2種があることを見た。前者は、意図を持って作用を及ぼす用法であり、後者は働きかける意図も実際の作用もない用法である。

しかしながら、次のような用例は上記用法のいずれに属すとも決めがたい。

- (8) (リクルート事件について)忘れてもらいたいと思っているのは政治家たちの方らしい。(天声人語)
 (9) せっかく熊が魚を捕りに来ているんだから熊に捕ってもらおう。
 (10) 疲れてるようだったから、そのまま寝てもらった。
 (8)(9)は、「忘れる」「熊が魚を捕る」という事態が、それ自体出来る

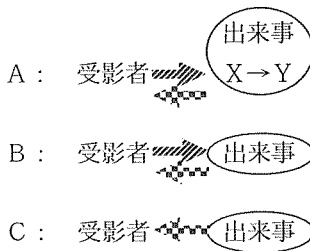
方向に動いていることを許容する表現であり、(10)はすでに出来している事態を取って終結させるという働きかけを行わず持続させることを意図した表現である。これらは、実際に動作者は事態の出来もしくは持続に対し積極的な作用を及ぼさないが、その方向性を阻害しないという意図を持って許容している。

即ち、テモラウ受益文の働きかけのあり方は、事態に対して作用を及ぼす意図と実際の（積極的）作用という観点から、少なくとも、依頼的、許容的、単純受影的と仮称できる3種類が認められることになる。

表1	意 図	作 用
A 依頼的テモラウ受益文	有	有
B 許容的テモラウ受益文	有	無
C 単純受影的テモラウ受益文	無	無

これを図で示すと次のようになる。

図1



A B Cのいずれであるかは、副詞との共起で確かめられる。即ち、(11)のように依頼的用法であれば「わざと」「わざわざ」などが、(12)のように許容的用法であれば「そ/このまま」などが、(13)のように単純許容的であれば「偶然」「期せずして」「思いがけず」などが共起しうる。¹⁾

(11) 私の気持ちがかかっているのであれば、私があの人にわざわざ辞めてもらったことをどう思っているか分かつというものだわ。

(12) 彼の方から辞めたいと言ったのであって、わたしはそのまま何も

言わず辞めてもらっただけなのよ。

- (13) 辞めてほしいと思っていた人に、思いがけなく辞めてもらったことで、直子は少しは気も晴れた。

動詞の自己制御性の観点からも、これら3段階の働きかけ性を規定することができる。依頼的なテモラウに前接する動詞であれば、必ず「行く」「食べる」などの動きの成立・達成を自分の意志でもって制御できる「達成の自己制御性」(仁田1990: 390)を持った動詞でなければならない。これに対し許容的なテモラウの場合には、その動詞は達成の自己制御性を持ったものであっても、「勝つ」「落ちつく」「思い出す」など、動きの成立・達成は自分の意志でもって制御できないが成立・達成への過程や企ては自分の意志で制御できる「過程の自己制御性」を持ったものでもよい。単純受影的なテモラウについては、達成の自己制御性を持った動詞と過程の自己制御性を持った動詞に加えて、一般に無意志動詞と呼ばれるグループの動詞が(すべて可能と言うわけではないが)テモラウに前節することもある。

- (14) 特例事業は、外国企業に日本の制度に「習熟」してもらうために定めたのだから、大幅に増やす必要はない。(朝日社説)

- (15) 5時頃になってやっと子どもにも遊ぶことにあきてもらって、帰ることができた。

(14)は、過程の自己制御性を持った動詞「習熟する」がBの許容的なテモラウ受益文において用いられている。逆に、動詞「習熟する」が過程の自己制御性を持ったものであるから依頼的テモラウ受益文にはなり得ない。また、(15)の「飽きる」は「飽きよう」と通常言えないことから分かるように無意志動詞であるが、単純受影的テモラウ受益文では用いることができる。逆にそれ以外の解釈はされ得ない。

まとめると以下ようになる。

表2	達成	過程	無意志動詞
A 依頼的テモラウ受益文	○	×	×
B 許容的テモラウ受益文	○	○	×

C 単純受影的テモラウ受益文 ○ ○ △

(△は一部可能であることを示す。)

次節では、これらの3種のテモラウ受益文が、どのような文法的・語用論的要因によって表出するかを見ていく。

4. テモラウ受益文の働きかけ性を決定する要因

本節では、さまざまな文法的・語用論的要因ごとに、実例を中心に第3節で見た3種のテモラウ受益文の現れ方について考察していく。

4.1. モダリティなどの形式的要因

仁田(1991)が指摘するように、受益者からの働きかけによって動作者が動作を行う場合、即ち依頼的テモラウ受益文では、命令や意志等のモダリティ形式と共起可能である。

(16) じゃ、だれか来たやつにでも捨ててもらえ(玩具)

(17) 佐世保へ医療品をひき揚げると言って、乗せてもらうことにした。
(深い河)

(18) この機会に自分の墓を作ってもらいたいという手紙を、人知れずひそかに書き送った。(徳山道助の故郷)²⁾

(19) そこまでしてくれるんなら、菊も雪からおこして、切ってもらったらどうです(月山)

(20) とても手みじかにかたづけるわけにはゆかず、当面の葛原安子にはしばらく下において待っていてもらわねばならぬ。(普賢)

(16)は命令、(17)は意志、(18)は希望、(19)は勧め、(20)は当為の表現形式³⁾がテモラウに後接しているが、これらの場合は無標の解釈として働きかけが感じられる。

しかしながら、すでに見たように、許容的テモラウ受益文もこれらのモダリティ形式とともに用いられる。

(8) (リクルート事件について)忘れてもらいたいと思っているのは政治家たちの方らしい。(再掲)

(9) せつかく熊が魚を捕りに来ているんだから熊に捕ってもらおう。
(再掲)

(10') 疲れているのだったら、そのまま寝てもらおう。

これは、タメ(ニ)節のような場合も同様である。

(21) 「何で櫃の木様が要るんだ」「お宝様をざんざん降らせてもら
うためよ」(櫃の木祭り)

(22) 親や祖父母に美しく老いてもらうため、そして自分自身の老後
を美しくするため暮らしの根本にある憲法に立ちかえて考えた
い。(朝日社説)

(21)と(22)では働きかけ性に差があるが、やはりこれも動詞の自己制御性のためであると考えられる。(22)のように自己制御性の低い動詞の場合、第3節でも述べたように許容的テモラウ受益文と解釈される。ただし、いづれも単純受影的テモラウ受益文とはならない。⁴⁾

4.2. 複文制約による要因

複文には、前件と後件との結びつきが比較的強い場合、様々な制約が見られるものがいくつか存在する。本節では、そのうち継起的なテ節複文の場合と、原因的なテ節複文の場合について、前者ではその後件にテモラウが用いられた場合を、後者ではその前件にテモラウが用いられた場合について見ておく。

4.2.1. 継起的なテ節複文の後件

継起的なテ節を含む複文では、前件と後件の主語が同じ場合、前件が意志動詞であれば、後件のテモラウ受益文は働きかけがあると解釈される。

(23) いいえ、よしませんよ。二階のひとを呼んで来てすっきり聞いて
もらうから。(普賢)

(24) わたしは寺のじさまに頼んで買ってもらった炭俵を置いていた
(月山)⁵⁾

前件と後件が異主語の場合には、後件のテモラウ受益文は必ずしも働き

かけがあるとは感じられず、働きかけ性に関しては曖昧となる。(25)の場合、「聞かせてもらいました」は、依頼的とも単純受影的とも解釈される。

(25) お盆の晩には、いつも親戚中が集まって、いろんな話を聞かせてもらいました。

また、このような制約は継起的なテ節複文の場合にのみ有効であり、同じテ節複文であっても同時(付帯状況)的な場合には働きかけ性において多義である。

(26) 数日前の日勤の日に新聞社で夕刊の締切が終ったあと、最近結婚したばかりの若い同僚が部長の机の横に立って、一枚の書類に判を押してもらっているところに、偶然通りかかったときのことを思い出した。(あの夕陽)

後件のテモラウが依頼的な解釈を受けるのは、継起的テ節を含む複文が同主語の場合でありかつ前件の動詞が意志動詞の場合のみである。⁶⁾

4.2.2. 感情の原因となるテ節前件のテモラウ

テ節の前件が、後件で表す感情を持つ原因となっている場合、テ節で用いられているテモラウは、必ず単純受影的と解釈される。

(4) うわーはずかしい。先生に踊りをほめていただくなんて。(再掲)

(27) そう言っていただけでうれしい、と陶さんは体を折ってほほえんだ。(村の名前)

(28) 経営の決定ですから。受取っていただかないと困ります(少年の橋)

(29) (赤ン坊に)よかったわね。いい名前をつけてもらって。(闇に咲く花)

このような感情の原因となるテ節の前件にテモラウが用いられている形式は、非恩恵型テモラウ文でも用いられている。

(30) 忘れてもらっては困る。(エーゲ海に捧ぐ)

(30)のような非恩恵型テモラウ文では、仁田(1991)が指摘するように働きかけは感じられないが、これは(4)および(27)~(29)と同じ理由によ

るものと考えられる。⁷⁾

また、(4)および(27)～(29)のような場合、テモラエルで表されることも多い。テモラエルは、形式的にはテモラウの可能形であり働きかけがない形である。

- (31) 結婚前の私の姉の為にも「女らしい用意もしてもらえなくてかわいそう」と誰かに義憤を洩らしていた(土の器)

4.3. 動作者の性質による要因

テモラウ受益文は、二格の動作者に無生物が来られないことが一般に知られている。実際に直接無生物動作者が二格に顕在することはできないが、(32)のように不問であったり、(9)のように人間以外の動物であったり、さらには(33)のように有情物を想定しにくい場合も存在する。これらの場合、すべて依頼的テモラウ受益文ではなく許容的もしくは単純受影的である。

- (32) (全国から送られてきた本について) いつも使わせてもらっています。(NHK 教育テレビ「週刊ボランティア」)

- (9) せっかく熊が魚を捕りに来ているんだから熊に捕ってもらおう。
(再掲)

- (33) 三日付の読者のサロンを読み、懐かしい出来事を思い出させてもらった。(朝日新聞富山版)

(33)は4.2.1節で扱った継起的テ形接続であるが、動作者が想定されにくい場合には依頼的テモラウ受益文にはなれない。

4.4. 語用論的要因

以上の文法的な手段によって、テモラウ受益文の働きかけのあり方が決定される場合もあるが、それら形式的な手段によらずもっぱら文脈による場合も少なくない。

- (34) 「あの石森さんは」「やめたよ。やめてもらった」(リボルバー)

- (35) 真子「え。主役降りたんじゃなかったの?」/実加「うん。小道

具にまわしてもらった」(ふたり)

(34)(35)のような場合、文脈から働きかけがあると考えられる。これに対して、(3)や(36)(37)では文脈から働きかけがないほうが自然と考えられる。

(3) 中学校ではぼくたちは伊藤先生に英語を教えてもらった。(再掲)

(36) 僕は徒競走でビリになるばかりでなく、鉄棒の懸垂も大の苦手だったので、女に手を引いてもらったくらいでは到底昇れそうにないという気がし(僕って何)

(37) あたし誕生日のお祝いしてもらったのは生まれて初めてよ(僕って何)

(3)では、「教えることは職業であって頼まれてするものではない」という社会通念から単純受影と解釈されるものであり、動作者が「近所の中学生」であったら解釈は変わりうる。

4.5.まとめ

第4節では、テモラウ受益文の働きかけ性を決定する要因として、いくつかの文法的・語用論的要因を見てきた。(ただしすべてを網羅したわけではない。)

まとめておくと以下のようなになる。

表3	依頼的	許容的	単純受影的
文法的要因			
継起的同主語テ節の後件	○	—	—
命令などモダリティの後続	○	○	—
タメ(ニ)節内	○	○	—
動作者が不問・非人間	—	○	○
感情の原因となるテ節内	—	—	○
語用論的要因	○	○	○

(「○」は観察される 「—」は観察されない)

5. テモラウ受益文の働きかけ性はいずれが基本か

第4節では、いくつかの文法的要因と語用論的要因によって、テモラウ受益文の働きかけ性が決定されることを見てきたが、数量的には、依頼的、許容的、単純受影的のいずれと決められる場合はあまり多くなく、いずれとも解釈できる場合が最も多い。

- (38) 翌日また万医師に来てもらった際、「肺炎ではないでしょうか」と念を押したが、その憂いはないとのことであった。(城外)
- (39) 学童たちに買ってもらって来ていたタバコも切れ(月山)
- (40) ほとんど手ぶらで来、大綱で買いととのえた身のまわりのちょっとしたものがあるだけで、運んでもらって持って帰るようなものありません。(月山)
- (41) 小用を済ませた母は、妻に髪をといてもらってせいせいした顔で寝台の上で膝をかかえていた。(土の器)
- (42) 母は額に手拭いをのせてもらってただ散文的に寝ているだけだ。(土の器)

特に、上記用例のように、時間を表す従属節や付帯状況的なテ節の場合、働きかけのあり方を決定する要因は特に考えにくい。

では、敢えてどちらが基本であるか決定するだけの明確な理由および意義があるのであろうか。

まず、副詞との共起について考えておきたい。

森山卓郎(1988:209)は、意志的動作を表す「わざと」のような副詞は、意志動詞の「ころぶ」などを修飾することはできるが「出逢う」のような無意志動詞を修飾することはできないのに対し、無意志的な動作を表す「偶然」のような副詞は、意志動詞・無意志動詞どちらも修飾できることから、副詞は意志性を減じる方向にだけ働くと結論づけている。

テモラウ受益文についても同様の議論がここで可能であるとすると、依頼的テモラウ受益文はどの副詞によっても修飾可能であることから、テモラウ受益文は依頼的な用法を本来的に持つことになる。

しかしながら、副詞の意味別共起制限よるこの議論は結局「無意志動詞」

を規定したもので、「意志動詞」はいわば「非無意志動詞」として排他的に規定されているに過ぎない。テモラウについても(15)の「飽きてもらって」には必ず働きかけは感じられず、テモラウという形式自体に働きかけ性を認めるのは難しい。

事実的用法のタラ節の制限についても考えておこう。蓮沼昭子(1993: 74ff)は、過去の事実的用法のタラ節の場合、後件は意志的動作になりにくいことを指摘している。

- (43) a. *ゆうべご飯を食べたら、テレビを見ました。
 b. 布団に入ったら、そのままグーグー眠ってしまった。

(蓮沼 1993: 76)

テモラウ受益文の場合も、後件に用いられると非文になる。

- (44) *先生にお尋ねしたら、親切に教えてもらいました。

第3節で見たように、働きかけの感じられる依頼のおよび許容のテモラウ受益文は、主語が働きかける意図を持っており、意志動詞と平行に考えることができる。

拙稿(1996)では、(44)のような例を挙げ「(18c)(注 本稿の(44))の非文法性を説明するためには、このようなタラ従属節を伴う主節のテモラウが意志的表現であることが言えなければならない(山田敏弘1996: 74)」と述べた。

しかしながらこのことは依頼的テモラウ受益文となりうる達成の自己制御性を持った動詞を本動詞とする場合には問題ないが、単純受影的なテモラウ受益文の場合、タラ従属節の後件にあっても文法的であると感じられるか、少なくとも(44)よりは自然であるように感じられる。

- (45) 大学に入ったら、有名な数学の教授に教えてもらった。

- (46) ○○さんの著書を読んだら、懐かしい出来事を思い出させてもらった。

このようなことから、テモラウ受益文を単一のものとして扱うこと自体無理があり、動詞の自己制御性によって、働きかけ性の強い順に依頼的、許容的、単純受影的なテモラウ受益文が3種類別個に存在し、一部制限の

強い状況下ではこのうちいずれかのみが出現可能であるが、制限が弱い場合には副詞や語用論的な要因によって弱められながら出現すると結論づけることができる。したがって、佐久間（1936）、奥津・徐（1982）、仁田（1991）のいずれも正しくなく、どの用法が基本であるとは言えないことになる。

本動詞としての「もらう」は、「借りる」「教わる」と同じく意志動詞のカテゴリーに入れられるのが普通である。しかし上述したように、「出逢う」が「無意志的にしか用いられない」という意味で「無意志動詞」と呼ばれるのは異なり、意志動詞は「意志的にも用いられる」という意味であって「非無意志動詞」といったほうが正確である。⁴⁷⁾とすれば埋め込み構造を取るテモラウ受益文についても、テモラウという形式自体中立であり、その埋め込まれた事態の自己制御性によって、意志的にも無意志的にも用いられ、意志的であれば働きかけが感じられたり許容的になったりするが、無意志的であれば働きかけが感じられないということに他ならないのである。

6. 関連する諸構文との関係

以上5節までで本稿の主たる目的であるテモラウ受益文の働きかけ性について結論を得た。以下、関連して、使役文、間接受身文、テクレル受益文、テモラエル受益文とテモラウ受益文について、働きかけ性と受影性の観点から、各用法間の重なりを考えておきたい。

6.1. 使役文

使役文は、テモラウ受益文の働きかけ性の部分を表す表現であり、間接受影性を含意しない点で異なっている。ただし、主語位置の受影者自身が動作の対象となる直接テモラウ構造は、その行為が恩恵的であれば、働きかけの強制力に差はあっても、再帰的な構造を持つ使役文と相互置換可能である。

(47) 放っておくと何をするか自分でも分からないので、僕は太郎に自

分を{しばってもらった/しばらせた}。

また、鷲尾龍一（1997：38）などで「責任の使役」と呼ばれている「戦争で息子を死なせた」については、間接受身の「戦争で息子に死なれた」と連続的であることがよく知られているが、このような使役文の働きかけ性と受影性は、恩恵という意味においては根本的に異なっているものの、許容的テモラウ受益文とかなり類似のものと言えるであろう。

このように、使役文は、依頼的・許容的テモラウ受益文と、受影性に関しては根本的に異なるものの、働きかけ性はかなり類似していると考えられる。

6.2. 受身文

テモラウ受益文が依頼、許容、単純受影の3つの用法を持つものに対して、間接受身文は受影者から動作者への働きかけがなく受影のみを表す。したがって、単純受影テモラウ受益文と間接受身文は、恩恵という意味を捨象すれば重なるところが大きい。

また、非恩恵型テモラウ文は、その出現範囲がテハ節複文の前件など非常に限られているが、その範囲においては間接受身と、（動作者位置に非情物を取りうる点も合わせて）ほぼ同一の用法であると言える。

直接受身文に関しては、恩恵性をおけば、主語位置の受影者自身が動作の対象となる直接テモラウ文と、主語位置に置かれた参加者が影響を受けるといって事態のあり方は類似しているが、直接テモラウ文が働きかけを有する点では異なっている。

6.3. テクレル受益文

テクレル受益文は、受影者から動作者に対して、何らかの働きかけをせずに受影していることを表す表現である。すなわち、テクレル受益文の斜格の受影者とガ格動作者との関係は、単純受影的テモラウ受益文のガ格受影者と斜格動作者との関係に等しいと言える。したがって、テモラウ受益文のうち依頼的もしくは許容的な用法の場合にはテクレル受益文と置換不

可能であるが、単純受影的な場合には（待遇の意味あいの差を考慮に入れなければ）基本的に置換可能であると言える。

(48) うわーはずかしい。先生が踊りをほめてくださるなんて。

(cf. (4))

(49) 援助はあくまで対象国の{人々に喜んでもらう／人々が喜ンデクレル}ものでなくて意味がない（朝日社説）⁹⁾

第5節で挙げた(38)～(42)の中立的な用法については、テクレル受益文で表された場合、働きかけのなさが明確になる。

しかしながら、単純受影的テモラウ受益文であれば、すべて置換可能と言うわけではなく、次のような場合には置き換えられない。

① 主語目当ての副詞がある場合

(50) 素直に、おろしたリンゴをスプーンから食べさせて{もらった／#くれた}。(＃は意味が異なることを表す)

② 動作者が不明な場合

(33') 三日付の読者のサロンを読み、懐かしい出来事を思い出させて{もらった／*くれた}。(再掲)

③ 主語の異同

(41') 小用を済ませた母は、{妻に髪をといてもらって／*妻が髪ヲトイテクレテ}せいせいした顔で寝台の上で膝をかかえていた。

(42') 母は額に手拭いをのせて{もらって／*クレテ}ただ散文的に寝ているだけだ。

(37') あたし誕生日のお祝いして{もらった／*クレタ}のは生まれて初めてよ

これらはいずれも排他的に作用するのではなく、例えば(42')は動作者が不問であるためとも考えられる。このようないずれかの場合に該当すれば、たとえ単純受影的テモラウ受益文と解釈されてもテクレル受益文で置換不可能である。

6.4. テモラエル文

既に4.2.2節で触れたことであるが、テモラエルは、形式としてはテモラウの可能形という扱いをされることが多い。上で示したようにテモラウ受益文は働きかけを含意することが多いため、テモラエルは働きかけがないことを積極的に示すためにも用いられる。

(51) 援助はあくまで対象国の人々に喜んでもらえるものでなくては意味がない。

この場合、テクレル受益文とほぼ同一の意味となる。ただし、動作者の格の問題を除いても、すべてテクレル受益文と置換可能であると言うわけではない。

(52) 戦後のあの混乱期に、日本人の孤児をだいじに育て上げて{くれた／*モラエタ}中国の恩人である。(朝日社説)

(53) お父さんには手紙書いて{くれた／#モラエタ}んやろな(火垂るの墓)

これらはいずれも、テモラエルを使うと話者が直接受益者とはならないが、このような場合テモラエルは使えない。他に依頼の「てくれ」、「てくられてもいいだろう」などはテモラエルに置き換えられない。

6.5. まとめ

以上の考察をまとめると次のようになる。

表 4

意図	作用	受影あり	受影なし
有	有	<u>依頼的テモラウ受益文</u>	使役文
有	無	<u>許容的テモラウ受益文</u> <u>責任の使役文</u>	
無	無	<u>単純受影テモラウ受益文</u> <u>テモラエル受益文</u> <u>テクレル受益文</u> <u>間接受身文</u> <u>非恩惠型テモラウ文</u>	

「_____」は、恩恵を含意 「_____」は、被害を含意

7. おわりに

本稿では、テモラウ受益文の働きかけ性について考察してきた。結論として、第5節で見たようにどちらが基本であるということは言えないという結論を得た。また使役、間接受身などと重なる部分も多いことを見てきた。

Washio (1993) および鷺尾 (1997) が指摘するように、英語の have + 過去分詞構文や韓国語のヴォイスでは、使役と受身が形態的に完全に分離されておらず文脈によってどちらの解釈も受ける。日本語の使役と受身の形態的な類似性などは野田尚史 (1991) などでも指摘されているが、テモラウ受益文が働きかけのある使役的な側面、働きかけのない受身的側面の両面を持つのはきわめて自然なことである。

最後に残った問題点に簡単に触れておく。

テモラウ受益文には「しゃべらせていただきます」など、謙譲表現としての側面があるが、その謙譲的な面だけが強調されることによって、次のような表現がされることがある。(工藤真由美 p.c.、中山称子 1995 未公開: 39-41⁽¹⁰⁾)

(54) 宿題をやってない人には、そうじをしてもらおう。(鈴木重幸他編 1963: 161)

(55) 答えるまでここにいてもらいます。(工藤真由美 p.c.)

(56) そこでお塩をちょっと入れてもらって、…。

これらは、一見、受影性が減じられ働きかけだけが残った表現であるとも考えられるが、次の(57)(58)に示すように、受影者にとって明らかに不利益となる表現は同じような構文であっても用いられないことから何の影響も受けていないとは考えにくい。

(57) ??私のいやがることをしてもらいます。

(58) ??そこで私をちょっといじめてもらって、…

このことは、(54)~(56)がやはり依頼的テモラウ受益文の一種であるこ

とを示していると思われる。いずれにしても待遇表現との関係を考慮に入れて更に検討する必要がある。

【謝辞】

本稿は、大阪大学日本語学研究会（1998年9月13日 於大阪大学日本語学）において発表した内容を大幅に加筆修正したものである。有益なご示唆をいただいた工藤真由美先生、張麟声氏、安達太郎氏、日高水穂氏には記してお礼を申し上げる。なお、本稿の不備はすべて筆者に帰せられるものである。
（やまだとしひろ）富山国際大学講師

【注】

1. 様々な意味を有する副詞は、意志性を始め述部の性質を炙り出す検証の道具としてよく用いられるが、テモラウ受益文のように埋め込み構造になっている場合には多義になる可能性がある。

(i) 何とか（事件を）揉み消してもらったんですよ。（善人）

(i)の「何とか」のように意志的な行為を表す副詞の場合、テモラウを修飾して「何度もお願ひして揉み消してもらった」という働きかけのある解釈が無標であるように思われるが、動作者の「揉み消す」という動作に対する様態の修飾とも解釈できないわけではない。

逆に、同じ動作・出来事のあり方を修飾する副詞であっても、「偶然」「期せずして」などの場合、動作者の動作の生起の仕方を修飾し、事態が働きかけを受けずに生起したことを表すため、必ず働きかけは感じられない。

(ii) この就職難の時代にもかかわらず、彼があんな大会社に期せずして採用してもらったことに驚きをかくせない。

2. テモライタイの場合、動作者の人称によって働きかけ性に違いが生じるという考え方もある。例えば、奥田靖雄(1986:28-29)は、二人称に対し「君に行ってもらいたい」というのと、三人称動作者の動作に対する希望として「彼に行ってもらいたい」というのでは、その働きかけは前者の方が強いとしている。このような未実現のムードとも呼べる形式については、働きかけ性自体、話者の頭の中でのみ存

在するものであり、これが実現するか否かは、発話行為のあり方に依存するものである。しかしながら、本稿では発話行為としての働きかけ性は考慮に入れておらず、三人称の動作者に対してであっても、その行為が実現する場合には働きかけが存在するという観点から、動作者がいずれの人称であっても依頼のテモラウ受益文であると考えておく。

3. 当為表現の場合、「もっとはやく気がつかなくさいけないよね。」や「運命なんて皮肉なものね。あんな男に出逢わなければならないなんて。」など、非意志動詞とともに使われうる。

4. 逆に単純受影のみを表す形式は考えにくい。例えば意志動詞を無意志化するのに用いられるテシマウは、それが付加されても依頼的であると解釈されることがある。

(iii) 二階の人を呼んで、聞いてもらってしまった。

上例(iii)では、依頼的に「聞いてもらった」ことを後悔しているとしか解釈されない。

5. この他に、依頼する手段がテ格等で示されている場合などにも依頼的テモラウ文となる用例も存在するが、少々端折った感じも否めない。

(iv) 祖母が倒れたので、林医師に電話で来てもらった。

6. 「そこへ行ってすぐ教えてもらいました。」のように、～テスグの場合、ここで言う継起的テ節とは異なった振る舞いをする。例えば「*そこへ着いて教えてくれました。」とは言えないが「そこへ着いてすぐ教えてくれました。」とは言えるなど、テスグ節は継起的なテ節とは同じではない。

7. 動詞の自己制御性が低い場合、動作者がニ格ではなくガ格で現れる場合もある。

(v) 竹下首相の見解表明がきっかけとなって、日朝対話が始まってもらいたいものだ。(朝日社説)

これは、非恩恵型テモラウ文の場合も同様である。

(vi) むかしから「官尊民卑」の風潮がわが国で根強い。それは改めたいが、官公庁に働く人が気概をなくしてもらっては困る。(朝日社説)

8. 同様の指摘は宮島達夫(1972: 423-424)に指摘がある。また、日本語教育で「ころぶ」を「意志動詞」と教えると、意志的のみに行われる動作であると誤解さ

れることもあり「意志動詞」という名称に問題がないわけではない。

9. 実例と作例を同時に示す場合は、実例を漢字ひらがな混じり文で、作例を漢字かたかな混じり文で示す。

10. 最も、中山(1995)の「働きかけ性」は本稿のものとは異なる。中山はベネファクティブ形式が特定のモダリティ形式と複合した場合の「働きかけ性」を考察の対称としている。例えば「してくれ」にも中山の言うところの「働きかけ性」を認めており(中山1995:30-31)、この点でテクレルという形式に働きかけを認めない本稿とは異なっている。

【参考文献】

- 奥田 靖雄(1986)「まちのぞみ文(上)」『教育国語』85 むぎ書房
- 奥津敬一郎・徐昌華(1982)「「～てもらう」とそれに対応する中国語表現 - “請”を中心に-」『日本語教育』46
- 佐久間 鼎(1936)『現代日本語の表現と語法』(13 移動と受給の表現、15 発動受動・移動及び受給の相互関係)厚生閣(1983 くろしお出版より再版)
- 鈴木重幸他(1963)『文法教育 その内容と方法』麥書房
- 寺村 秀夫(1982)『日本語のシンタクスと意味』くろしお出版
- 中山 称子(1995未公刊)『現代日本語の授受動詞について』横浜国立大学教育学部卒業論文
- 仁田 義雄(1990)「働きかけの表現をめぐる」佐藤喜代治編『国語論究 文字・音韻の研究』明治書院
- 仁田 義雄(1991)「ヴォイス的表現と自己制御性」仁田義雄編『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 野田 尚史(1991)「日本語の受動化と使役化の対称性」『文藝言語研究 言語編』19
- 進沼 昭子(1993)「「たら」と「と」の事実的用法をめぐる」益岡隆志編『日本語の条件表現』くろしお出版
- 堀口 純子(1987)「「～テクレル」「～テモラウ」の互換性とムード的意味」『日本語学』Vol.6.No.4 明治書院

- 宮島 達夫(1972)『動詞の意味・用法の記述的研究』秀英出版
- 宮地 裕(1965)「やる・くれる・もらう」を述語とする文の構造について」『国語学』63
- 森山 卓郎(1988)『日本語動詞述語文の研究』明治書院
- 山田 敏弘(1996)「授受表現に関する誤用の分析—可能と意志性をめぐって—」『龍谷大学国際センター研究年報』5
- Washio, Ryuichi(1993) When causatives mean passive : A cross-linguistic perspective. *Journal of East Asian Linguistics* 2. Kluwer Academic Publishers : Amsterdam
- 鷺尾 龍一(1997)「授動と使役の間」鷺尾・三原『日英語比較選書7 ヴォイスとアスペクト』研究社出版

【用例出典】「普賢」石川淳／「玩具」津村節子／「鶺鴒」三木卓／「深い河」田久保英夫／「月山」森敦／「土の器」阪田寛夫／「あの夕陽」日野啓三／「僕って何」三田誠広／「櫃の木祭り」高城修三／「エーゲ海に捧ぐ」池田満寿夫／「リボルバー」荒井晴彦／「ふたり」桂千穂／「闇に咲く花」井上ひさし／「徳山道助の帰郷」柏原兵三／「村の名前」辻原登／「少年の橋」後藤紀一／「火垂るの墓」高畑勲／「城外」小田嶽夫

やまだ としひろ (富山国際大学講師)